

令和 7 年 8 月 7 日

関 東 運 輸 局 長 殿

住 所 神奈川県横浜市港北区鳥山町 4 8 0 番地
氏名又は名称 三和富士交通株式会社
代表者の氏名（法人）代表取締役社長 吉川 永一

一般乗用旅客自動車運送事業による乗合
旅客運送許可に伴う運賃及び料金設定届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の乗合旅客運送許可に伴う運賃及び料金を設定
したいので、道路運送法第 9 条の 2 の規定に基づき届出いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

住 所 神奈川県横浜市港北区鳥山町 4 8 0 番地
名 称 三和富士交通株式会社
代表者 代表取締役社長 吉川 永一

2. 事業の種類

一般乗用旅客自動車運送事業（乗合旅客の運送）

3. 設定しようとする運賃及び料金を適用する区域

起点：三芳町役場（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1）
終点：三芳町役場（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1）
経由地：鶴瀬駅（東武東上線）、みずほ台駅（東武東上線）

4. 設定しようとする運賃の種類、額並びに適用方法

普通旅客運賃	1 回乗車	回数券（11 枚綴り）
おとな（中学生以上）	2 5 0 円	2, 5 0 0 円
こども	1 2 0 円	1, 2 0 0 円

※運賃の割引

障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けてい
る方）については 1 2 0 円とする。

●適用方法

- (1) 三芳町循環ワゴンにおける普通旅客運賃は1回乗車する場合に適用します。
- (2) 旅客(小学校就学前の乳幼児を除く。)が同伴する1歳以上小学生未満の幼児については、旅客1人につき1人までが無料となります。また1歳未満の乳児につきましては、無料となります。
- (3) 障がい者の旅客運賃の割引は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された場合に適用します。

※手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第一種」の記載がある場合(東京都・埼玉県発行)、または、手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第二種・要介護」の記載がある場合(埼玉県発行)は、介護人1人までが適用となります。

5. 実施予定日

令和7年10月1日

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和7年8月7日付け三芳町運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

普通旅客運賃	1回乗車	回数券（11枚綴り）
おとな（中学生以上）	250円	2,500円
こども	120円	1,200円

※運賃の割引

障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている方）については120円とする。

●適用方法

- （4） 三芳町循環ワゴンにおける普通旅客運賃は1回乗車する場合に適用します。
- （5） 旅客（小学校就学前の乳幼児を除く。）が同伴する1歳以上小学生未満の幼児については、旅客1人につき1人までが無料となります。また1歳未満の乳児につきましては、無料となります。
- （6） 障がい者の旅客運賃の割引は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示された場合に適用します。

※手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第一種」の記載がある場合（東京都・埼玉県発行）、または、手帳の等級表・旅客運賃減額欄に、「一級・第二種・要介護」の記載がある場合（埼玉県発行）は、介護人1人までが適用となります。

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

- ・三芳町循環ワゴン（Aコース、Bコース、Cコース）
- ・三芳町及び富士見市の一部

3. 適用する運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし、運行系統は以下のとおりとする。

- （1） Aコース（上富方面）

(2) Bコース(北永井方面)

(3) Cコース(竹間沢方面)

※各コースの詳細は別紙のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	令和7年10月1日から
運行日	土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く平日のみ 運行
運行時間	9時から18時まで
運行便数	各コース1日9便
運行主体	三和富士交通株式会社

令和7年8月7日
三芳町運賃協議分科会
会長 石川 英治